

平成29年 第6回占冠村農業委員会総会議事録

開催日時 平成29年11月22日(水) 開会 午後1時00分  
閉会 午後2時20分

開催場所 占冠村役場 2階 相談室

出席委員 会長 安田 堅吾 1番 鈴木 雅士 4番 江頭 謙一郎  
5番 堀井 京子 6番 水野 利行

欠席委員 2番 熊崎 一弘 3番 山本 敬介

事務局 局長 小林 昌弘 係長 杉岡 裕二 担当 岩谷 健悟

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 行政報告について
- 日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 土地の現況証明書の交付について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項による通知について
- 日程第8 追加議案第1号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見について

平成29年 第6回占冠村農業委員会総会議事録

議長 皆様、おはようございます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

只今より平成29年度第6回占冠村農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席の通知を受けている委員は、山本さんと熊崎さんの2名でございます。水野委員若干遅れて出席する予定でございます。したがって、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、占冠村農業委員会会議規則第部六条の規定により、本会議は成立いたします。本日の議事日程について説明させていただきます。本日の議事日程については、議案書のとおり7日程であります。本日の議案事項は、報告事項1件、議案事項3件でございます。日程については以上でございます。それでは、議事進行については占冠村農業委員会会議規則第4条の規定により、安田会長に議事を進めていただきます。宜しく願いいたします。

議長 只今の出席委員は、水野委員はちょっと遅れていますが5名であります。定則数に達しておりますので、これより平成29年度第6回占冠村農業委員会総会を開催いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において4番江頭君、6番水野君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいが、これにご異議ございませんか。

(一同 異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本総会の会議は本日1日間と決定いたします。

日程第3、行政報告について事務局より出させます。

事務局 行政報告について、読み上げて報告。

一点補足をさせていただきますが、富良野地方アグリパートナー協議会で、本日協議会に会長も理事会へ出席いただくんですけれども、先日美瑛農業委員会から、アグリパートナー協議会を今年度限りでの脱会のお話がありまして、協議会事務局や本日の理事会である程度の承認という形で進む予定となっております。美瑛としましては、独自の単協並びに自治体がアグリというか担い手対策に取り組んでいる中、沿線連携の中では一部事業の縮小ということで、お話がありましたので、この場でご報告させていただきます。以上です。

これね、いつだっけ。会長の代行で行った時に、夜懇親会も含めてみんなで話していて、                    さんかな。それと                    さんと話をしていて富良野農協でもあるし、富良野市にもあるから美瑛はどうだといって言ったら、実は抜けたいんだよな、じゃ抜けた方がいいって話になって、話がとんとんといつて、今年いっぱいという話だったんだけど。



ありがとうございます。本件は原案の通り決定されました。  
次に受付番号3番について説明お願いいたします。

事務局 受付番号3番を読み上げて提案。

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。  
なければ採決して宜しいでしょうか。  
賛成の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。本件は原案の通り決定されました。  
次に受付番号4番について提案願います。

事務局 受付番号4を読み上げて提案。

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

■ 売買って話はでなかったの。

事務局 これからだと思えます。■さんが一応来年3月ぐらいまでに引越しをするという話があったんですけど、牛がまだ売るやつがまだ小さいので、6月か7月ぐらいまでみないといけないのでとりあえず、土地については賃貸をするということ。

■ わかりました。ゆくゆくは売買。

事務局 なると思えます。

■ 牛舎の方も。

事務局 なると思えます。

■ さん、その家は住み続けるんですか。

事務局 離村するという話です。

■ 住宅も空く。

事務局 全部売却し、離村するとの話を聞いています。

■ 老後の住宅は用意してあるって聞きますけど。

事務局 その辺まではちょっと確認はしていません。

■ 住宅の方も■さん込みで考えている。

事務局 全部そうだと思います。はっきりはわかりませんが。

■ 一般に売ったらもったいないな。

議長 他にありませんか。なければ採決をいたします。

本件は原案の通り決定してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をおねがいたします。ありがとうございます。

本件は原案通り決定されました。

【 ■ 】

【 ■ 】

【 ■ 】

議長 引き続きまして日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題にします。



事務局 これは、アパートですね。

はい。

事務局 現地行きましょうか。

写真でもよくわかるでしょ。

事務局 そうですか。

はい。

事務局 宜しければご審議をお願いしたいと思います。

議長 見なくてもよろしいでしょうか。

はい。よろしいです。

議長 写真で判断してもらって、現況証明の交付について賛成の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。賛成多数ということで、本件は原案通り決定されました。

日程第7、報告第1号、農地法第18条第6項による通知についてを議題といたします。

事務局より報告お願いいたします。

事務局 受付番号1から5番を読み上げて報告。

議長 次に本日の日程に農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見について。議事に追加していいか伺います。よろしいでしょうか。

委員 (一同 はい。)

議長 よろしければ、追加議案第1号、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは占冠村農業経営基盤強化、基本構想見直しの概要についてご説明いたします。お配りした資料のですね、赤字で記載しているところが見直し又は文言の修正を行っているところでございます。見直しの趣旨といたしましては、都道府県が定める農業経営基盤強化促進基本方針、農業経営基盤強化促進法施行令第1条に基づき、おおむね5年ごとにその後の10年間につき定めることとされております。北海道においてこれまでの基本方針、平成23年3月に策定、そのところについて平成37年度を目標年度として所要の見直しを行っているところでございます。これに伴いまして市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想は、法施行令第2条に基づき北海道の基本方針の見直しを踏まえまして、占冠村の基本構想の見直しを行うものでございます。見直しのポイントです。一つ目、目標農業所得、目標労働時間についてです。北海道の基本方針に変更がありませんので、これまでと同様の目標数値としております。目標の年間農業所得、主たる従事者、一人当たり480万円、目標年間労働時間、主たる従事者、一人当たり1,800～2,000時間、また新たに農業経営を営もうと青年等の目

標とする所得水準も北海道の基本方針に変更がありませんので、従来と同様おおむね5割の目標達成としております。

二つ目です。農業法人数及び新規就農者の育成、確保、目標、今回新たに農業法人数の目標を記載することとなり、地域農業を支える重要な担い手として取り組みを推進します。農業法人数の目標としましては、3経営体としております。新規就農者の育成確保は、新規就農者支援協議会はもとよりふらの農協、普及センター、占冠村、占冠村農業委員会が協力して研修をサポートし、就農計画に沿った研修内容を支援いたします。新規就農者の目標数といたしましては、年間1～2組の確保を考えております。

三つ目といたしまして、本村における主要な営農類型です。新規就農予定者の希望する施設園芸の品種を明確にし、上川の農業改良普及センターと所得目標水準に向けた品目並びに品目の内容としております。示した類型以外の営農規模については、農業経営改善計画、就農計画の認定の際に既存の営農類型を参考にして審査いたします。

その他、北海道の基本方針の変更に伴う文言修正、加除、統計データ等の情報更新を行っております。のちのスケジュールなんですけれども、今日農業委員の皆さんに見ていただきまして、ご審議いただきまして、来月中旬以降に北海道知事の合意手続等、報告等進めていく予定でございます。簡単に概要の方ざっと説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明の中で何か質問等ありませんか。

時間がなさ過ぎてわかりません。

事務局 概要で説明しましたが、大きな中身の変更については、営農類型で個別経営体で2つ追加している部分と、経営体の部分为目标3個にしている部分が大きな中身になっています。あと他のことについては先ほどもこの見直しの概要で説明したように文言の修正ですとか、北海道が変わったことによって変えた部分、文言の修正等を行って、統計資料とかそういった部分を変えてる内容になります。大きくはそういったところです。

これは見直してというか、この見直しするのは何年に。

事務局 5年に1回。

5年に1回の今の時期。

事務局 概ね5年に1回なんですけれども、今[ ]の[ ]が実習に入っていて来年就農予定なので、その中で営農類型作ってないと新規青年就農の認定に入らないという部分もありまして、そういった部分で見直しを行っている部分もあります。それとユリ根も入れています。

議 長 めん羊は入っているの。

事務局 めん羊は営農類型が厳しくて出来ないんですよね。めん羊1本だけではその基本構想的には入っていけないですね。

議長 かなり難しいね。

事務局 難しいですね。

だけど単独で村の補助出してるからいい。

営農トマムで出来ますか。

事務局 天候と土質によるんじゃないかなと思うんですけど。

5年ぐらいかかるんですよ。

事務局 種からいくと3年から5年。畑変えていかないと連作障害とかそれが起きてしまうので。

ただ1つの場所で4, 5年。

事務局 3年。一つの場所で親をやったら移していかないとならない。

種ありますよね。種植える畑と親植える畑とこうずらして行って。

1年ごとに移動して行って。

事務局 そうそう。

移動してやっと収穫ができる。

土質が同じでも植えたところから横にいけば。

事務局 うん。

その土地の平均的な傾きでは。

種の場合はもう。

事務局 だから雑菌入っても困るから、種イモみたいにえん麦蒔くかとかするみたいなんだよね。だから種植えて、子種あって、親やって、その倍の土地をこっちなないといけないという感じ。

種は別な畑に引き入れればそんなことしなくていいんだけど。

なるほど。

そのあと見るの大変じゃない。同じ工程のなかで。

種は最初買ってくるわけですよ。

事務局 買うか作っているところから余分なやつをもらうか。

前々から興味があって、教えてほしいから。

一緒にやればいいしょ。

はどうなるかな。

昔うち勧められたことあるの。

ああそうなんですか。

誰だったかな。 さんっていったかな。有名な人で。

でやっていたもね。

何百万くらいなるよってね。話聞いたら3年に1度、そんな面倒くさいことやっとれんって断ったんだけどね。病気がなくていいと思うよって言われたの。

トマムでは。

ああトマムは。



うん。

事務局 富良野でも作ってる所があるみたいなんですよ。

なんでもできるっていう話。

事務局 黒くなったら商品価値ないんです。だから黒い部分を削って白いとこだけ出すところがあるみたいだね。玉じゃなくてね。

昔山菜工場で黒いとこだけ取ってそれを私たちが拾って、持って行ってどこかへ送ったりしていたんです。内職やっていたんですけど。

事務局 富良野で作っている所はそうみたく、黒いところを削って。

その黒い部分だけ、たわしかなんかで剥ぎ取って。

事務局 それでうまく取れればいいけど。

市場通すと値段は安いみたいですね。独自で販路を持ってないと高い価格で。

うちの野菜と一緒に、例えばふるさと納税のあれで箱に詰めたりとか。

事務局 ええ。

自分でだいたい売っている物で、今言ったはね品みたいな物でもしっかりしてればいいと。

事務局 販路を持てばいいと思います。

高級料理店、結構喜ばれますよね。

やってみたいですよ。

事務局 とりあえず、今回の大きな改正点については新規就農っていうか、そういう部分の営農類型増やしたって部分が大きなポイントになります。

議長 ということで、すぐ採決しなきゃならない。

事務局 これで村の方から農業委員会に対して意見を求められているんで、農業委員会としてこれで意見はありませんということで出したいと思うんですけど。

議長 採決します。

事務局 もし何か疑問点、または訂正箇所がありましたら。

今のうちに言った方が改正して以降、今までやりにくかった項目が今回入ったし良いと思う。

事務局 農業委員会の審議の中では意見なしとして扱っていただいて、持ち帰っていただいて、中見て何かあったら連絡いただければ。

今までずっとやって来て、俺がさっき言ったように新規就農が入った時点でのネックっていうのが有った。羊がその占冠村で実績がないと言っても新規で入ってくる予定があるからね。そういうのが入ってくるから見直しも必要ではないだろうか。今後見直しをしていくとして、現時点で改正点がないんであればないでいいんじゃないでしょうか。

事務局 今度も今実習中で準備型の国からの制度資金、2年間150万円づつ当たるんですけど、そのあと経営開始の段階になりますと次世代育成型支援金ということで。所得に応じての支援金が入ってくる。または制度資金で3千万円ま

で借りられるとか、そういった国の制度資金も受け皿となります。自治体でその営農類型に定めて認定をしたのか、その辺が国の方の判断材料にもなってきますので、新規就農者が次世代育成型の支援金を受け取るには、村として営農類型を整備して、その耕作に合した就農者であるということで支援してますということを確認しておかないとならない、今度国からの補助も新規で頑張っていきたいという人にも当たらない状況が出てきますので、今回類型を見直させていただきました。

委員の皆さんに見て頂いて、できれば今週か来週にここおかしいと、手直しした方がいいなどありましたら、私の方に言っていただいて改善箇所訂正させていただきますので、お時間のない中見ていただくのも心苦しいんですが、何かありましたらご連絡いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 それでは修正箇所があればあとで事務局の方へ言うてもらうということで、採決をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

はい。

議長 それでは基本的構想の見直しについて賛成の方は挙手をお願いいたします。賛成多数で本件は原案通り決定されました。

それでは本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成29年度第6回占冠村農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労様でした。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

平成 年 月 日

議長

4 番

6 番